

別紙 1 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

(この別紙1において「設計図書」の定義は、建築士法における定義による。)

【法第24条の7第1項第3号関係】【施行規則第22条の2の2第4項、第5項関係】

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
開設者氏名（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）	
対象となる建築物の概要	大磯町新庁舎整備事業 要求水準書のとおり

【法第24条の7第1項第1号関係】

作成する設計図書の種類	大磯町新庁舎整備事業 要求水準書のとおり
-------------	-------------------------

【法第24条の7第1項第2号関係】

工事と設計図書との照合の方法 及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	大磯町新庁舎整備事業 要求水準書のとおり
---	-------------------------

【法第24条の7第1項第3号関係】【施行規則第22条の2の2第4項、第5項関係】

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：(☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造) 建築士 【登録番号】：第 号 (☐ 構造設計 ☐ 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】： 【資格】：(☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造) 建築士 【登録番号】：第 号 (☐ 構造設計 ☐ 設備設計) 一級建築士 第 号
【建築設備の設計に関して意見を聴く者】 【氏名】： 【資格】： 【登録番号】：第 号 (☐ 構造設計 ☐ 設備設計) 一級建築士 第 号

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：(☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造) 建築士 【登録番号】：第 号 (☐ 構造設計 ☐ 設備設計) 一級建築士 第 号
【氏名】： 【資格】：(☐ 一級 ☐ 二級 ☐ 木造) 建築士

【登録番号】 ：第 号 （ ☐ 構造設計 ☐ 設備設計）一級建築士 第 号
【建築設備の工事監理に関して意見を聴く者】 【氏名】 ： 【資格】 ： 【登録番号】 ：第 号 （ ☐ 構造設計 ☐ 設備設計）一級建築士 第 号

※ 建築士法上の設計又は工事監理に従事することとなるすべての建築士及び意見を聞くすべての建築設備士について記載する。

【施行規則第22条の2の2第6項関係】

設計又は工事監理の一部を委託する予定 ： ☐ あり（以下に記載） ☐ なし
【委託する業務の概要】 【受託者の氏名又は名称】 【受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地】

別紙2 法第13条及び省令第4条に基づく書面

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する建設工事請負契約書に記載すべき解体工事に要する費用等については次のとおりです。

1 分別解体等の方法（建築物に係る新築工事等の場合）

工程 ことの 作業 内容及 び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ そ の 他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

金 _____ 円（税込）

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 （受注者の見積金額）

金 _____ 円（税込）

(別紙) 別紙 2 の 2 「再資源化等をするための施設の名称及び所在地」

(書ききれない場合は用紙を追加して記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設について記載すること（品目ごとに複数記入可）

※特定建設資材廃棄物についてのみ記載すること

別紙３ 用語の定義

大磯町新庁舎整備事業業務契約書（案）において使用する用語の定義は、次のとおりとする（五十音順）。

- (1) 「建設工事」または「工事」とは、要求水準書において、「建設業務」として規定する事項、その他募集要項において建設業務として定めた事項のうち受注者が履行すべきものをいう。
- (2) 「工期」または「工事期間」とは、建設工事の業務履行期間として第２条第１項に定める期間をいう。
- (3) 「工事監理業務」とは、要求水準書において「工事監理業務」として規定する事項、その他募集要項において工事監理業務について定めた事項のうち受注者が履行すべきものをいう。
- (4) 「事業者提案」とは、受注者が本事業の応募に係り提出した書類であり、当該文書に対する発注者からのヒアリングに対する受注者の回答内容その他受注者が技術提案書について本プロポーザルにおける事業者選定までに提出した一切の文書のうち発注者がその内容について認めたものをいう。
- (5) 「設計業務」とは、要求水準書において「設計業務」として規定する事項、その他募集要項において設計業務として定めた事項のうち受注者が履行すべきものをいう。
- (6) 「着工日」とは、建築確認済証交付後、受注者が、本施設の基礎又はこれを支える杭等の人工の構造物を設置する建設工事を開始した日をいう。
- (7) 「募集要項」とは、令和６年９月２７日に発注者が公表した「大磯町新庁舎整備事業募集要項」及び本プロポーザル公告後に受け付けた質問に対する発注者の回答をいう。
- (8) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (9) 「本施設」とは、本事業で対象とする「新庁舎」、「付属施設」及び「外構」を総称していう。
- (10) 「要求水準書」とは、令和６年９月２７日に発注者が公表した「大磯町新庁舎整備事業要求水準書」、添付資料及び本プロポーザル公告後に受け付けた質問に対する発注者の回答をいう。